

2004年7月22日

行政手続法検討会
座長 塩野宏様

行政手続法検討会委員 木村 裕士

論点整理に対する意見の提出について

標記について、以下の通り、意見を提出いたします。

1. 制度創設の理念・目的

広く国民からの意見を集めることにより行政立法手続の透明性を確保するとともに、透明、公正な行政運営により公益の確保をはかるのはもちろんのこと、重要な論点の遺漏がないよう、あるいは新しいアイデアなどが提起される可能性の確保が目的と考える。

その際、意見の多寡が直ちに政策の方向を決めるものではないことに留意する必要がある。

2. 適用範囲

- ① 適用範囲は可能な限り広く捉えるべきである。適用除外の範囲や訓令・通達については、情報公開法（第5条）で公開の対象外となっているものとの整合性をとりながら、できるだけ適用範囲の中に含めるべきである。
例えば、防衛、外交上秘密とすることが求められるもの、犯罪の予防・捜査、検査、取締において正確な事実の把握や違法行為の発見が困難になる恐れがあるものについては適用除外とすることが妥当と思うが、その他については、可能な限り適用範囲に含める方向で検討すべきである。
告示については、例えば学習指導要領のように、告示であっても大きな影響力があり国民の関心も強いものがあることから、単なる事実の周知である場合を除き、適用範囲の中に含めるべきである。
- ② 法律案については、これに対する意見反映は議会で行われるべきであり、直ちに適用範囲として含める必要はないと考えるが、それぞれの行政機関が独自の判断で行うことまで妨げる必要はないのではないか。

- ③ 「規制行政」と「給付行政」については、例えば生活保護行政に関する規則については、国民の利害が大きく関わる問題であることから、「規制」と「給付」の双方を含むべきであると考える。
- ④ 行政計画、一般処分といった不特定多数の者を相手とするものであっても、後の段階で一定の国民について権利義務に影響が及ぶ場合があることから、適用範囲に含めるべきである。
- ⑤ なお、立法権、司法権の独立の観点から、行政手続法によって国会や裁判所に対して規則制定に関する意見提出手続手続を規定することはできないが、何らかの形で、手続の実施を要請することが可能か検討すべきではないか。

3. 意見提出手続

(1) 案の公表

- ① 公表する案に添付する情報は、論点の整理や新旧対照などはもちろん、図表化など、できるだけ国民に分かり易いものを示す努力を求める。
- ② 案の公表の時期は、ある程度議論が成熟してきた時期が適当と考える。例えば、最終案に近い形となった場合や、論点が明確になった場合などである。ただし、議論の途中で新たな論点を求めるための実施もありうる。
- ③ 案の公表方法は、ホームページが主になると考えられるが、窓口配布、広報誌、報道発表を含め、広く国民が情報にアクセスできる機会を確保する視点で検討すべきである。窓口配布の場合、本省の窓口だけでなく、地方部局でも配布できるようにすべきではないか。
- ④ 特定人、利害関係人に対する周知は、規制の対象となることが想定される場合には義務付けが必要であると考えるが、その他の意見に比べて有利な取り扱いをすることは避ける必要があるのではないか。
- ⑤ 実施状況については、「電子政府の総合窓口（e-gov）」を基本に活用し、各府省のホームページからも直接「e-gov」のホームページを閲覧できるようにするなどの改善を行うべき。「e-gov」には掲載されていないが府省のホームページでは掲載されているということがないようにすべき。

(2) 意見の提出期間

原則の日数を定めた上で、合理的な理由がある場合には、理由を示して短縮または延長ができることとしてはどうか。

(3) 意見等の提出方法

意見等の提出方法は、書面（電子メールを含む）を原則とすべきである。電子メールによる提出に際しては、ウイルス感染によってメールを開け

ないような可能性も考えられるため、こうした取り扱いについても可能な限り意見を受理できる対応を考えておく必要がある。

(4) 意見等を提出できる者の範囲

- ① 意見等を提出できる者の範囲は、利害関係者以外で関心を持っている者からの意見も有り得ることを考えれば、できるだけ広く捉えるべきである。
- ② 意見提出は権利として捉えられるべきであるが、権利とした場合、提出した意見の取り扱われ方について知る権利や、意見提出の機会を逸した場合の取り扱いについても検討する必要があるのではないか。

(5) 審議会との関係

審議会には有識者、学識経験者、利害関係者が参加していることから、審議会に係っている案件に関する意見提出手続は、審議会の議論を補完する目的で行うべきである。したがって、意見提出手続の結果は審議会に報告され、審議会はその結果を考慮して答申を行い、行政庁はそれにもとづいて命令等を策定するという手續が望ましい。

また、審議会の意思決定に基づく行政庁の規則改廃・設定については、改めて行う必要はないとする閣議決定の趣旨も生かされるべきではないか。

(6) 意見の取り扱い

意見の取り扱いについては、目的の趣旨に基づき、例えば「考慮する義務」や「意見を参考にする義務」を規定すべきではないか。

また、提出された意見の原本の保存・閲覧について、一定期間の保存・閲覧は、公表結果を国民がチェックする機会を確保する観点から必要ではないか。

(7) 結果の公表

- ① 意見を踏まえて修正した点は明確にすべきである。すべての意見を公表する場合の事務負担を考慮して適宜要約もできることも考えられるが、少なくとも行政機関としての考え方、採択・不採択の理由は明示すべきである。
- ② 結果の公表方法は、案の公表方法に準じることが適当と考える
- ③ 結果の公表時点は、審議会との関係の有無によって異なると考える。審議会に報告する場合は、報告の時点で公表することになると考えられるが、審議会を経ずに意思決定をする場合には、その意思決定が行われる以前に公表されるべきである。
- ④ 意見等の提出者に対する回答については、努力義務とするか、結果が公

表された旨を通知することが考えられる。いずれにしても、事務負担にも配慮した検討が必要である。

(8) その他

法定された手続の水準を上回る運用を自主的に行うようにすべきである。

手続の結果、原案の大幅修正となった場合には、再度の意見募集手続を規定しておくことは必要ではないか。

行政立法の制定・改廃を国民が提案する仕組みは、憲法第16条で定める請願権の具体化の一つとして前向きに検討すべきではないか。その際、請願法など既存の法律との関係の整理が必要と考える。

4. 公聴会手続

まずは、現在法律に基づいて行われている公聴会の運営に関する手続の明確化が必要と考える。その上で、すでに法律で公聴会の開催が規定されている場合との整理を付けた後に法制化の是非を検討すべきと考える。いずれにしても、公聴会を行う場合であっても意見提出手続は必ず実施すべきである。

5. 行政立法に対する不服申立て

規制の制定・改廃に該当するものについては何らかの不服申立て又は苦情処理の仕組みが必要であると考えるが、その他にまで一律に不服申立ての対象とすべきかについては検討を要する。

以 上